

自転車を利用する皆様へ



青
切
符

自転車の交通違反に対し

交通反則通告制度(青切符)を適用

～令和8年4月1日から～

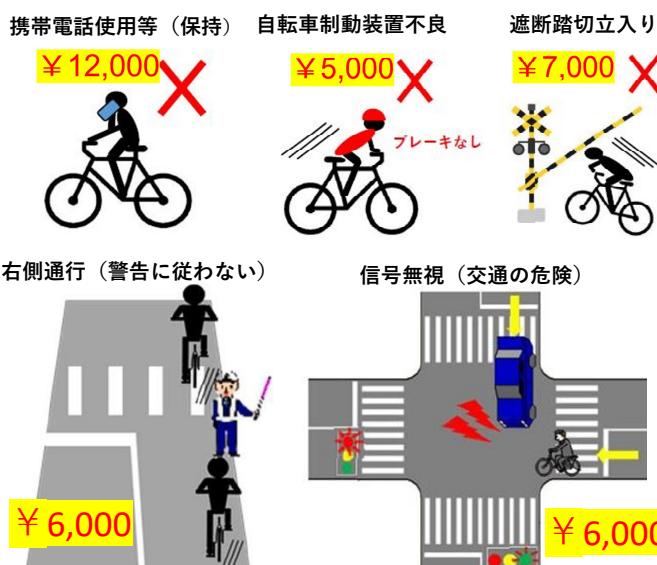
交通反則通告制度(青切符)とは…

道路交通法違反のうち、信号無視や指定場所一時不停止など比較的軽微であり、警察官が現認可能で定型的な違反を対象に、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科さない制度です。

酒気帯び運転や酒酔い運転、あおりなどの妨害運転など悪質な違反は、従来通り、刑事罰の対象となる交通切符(赤切符)で対応します。

また、交通反則通告制度は16歳以上の者を対象としております。

《主な違反と反則金額の例》



Q & A

↓詳しくはこちら↓



自転車の全ての交通違反が検挙されるのですか？



警察官の警告に従わない場合や、歩行者や他の車両に危険を及ぼした場合など、悪質・危険な違反に対して検挙を行い、それ以外の違反については指導警告を行います。



自転車ルールブック



検挙された場合、運転免許停止などの処分がありますか？



自転車で交通違反をした場合、運転免許の点数が付されることはありません。しかし、その違反が飲酒運転やひき逃げなど特に悪質・危険な交通違反の場合、点数に関係なく運転免許の効力が停止されることがあります。

